

広島県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

三原市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・五〇七号円一皆実線及び三・五・五一五号宮沖和田線

三 事業施行期間

平成八年十二月二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし